

会 議 録

- 1 会議の名称 令和6年 第3回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和6年7月24日(水) 午前10時00分から
午前10時30分まで
- 3 開催場所 川根本町役場支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育長職務代理者 森下洋一
教育委員 松下陽子 八木洋子 山本正和
 - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 平松敏浩
教育総務課教育総務室長 和田昭宏
教育総務課課管理主事 松本治樹
教育総務課指導主事 守谷洋紀
 - (3) その他 なし
- 5 議 題 議案第14号 川根本町立義務教育学校後期課程において使用する教科
用図書の採択について
議案第15号 川根本町外国人及び帰国児童・生徒日本語指導特別指導
実施要綱の一部改正について
- 6 会議資料の名称 議案第14号・議案第15号
- 7 発言の内容

教育長職務代理者

前回の会議録について、委員の承認を求めます。

前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 異議なしと認めます。

【教育長あいさつ】

教育長職務代理者

本日は大変お忙しい中、令和6年第3回教育委員会にご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いたします。

【議 事】

教育長職務代理人

ただ今の出席者は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

よって、令和6年第3回川根本町教育委員会は成立いたしますので、これより会議を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

教育長職務代理人

会議の公開及び会議録の公表についてお諮りします。

本教育委員会議における、議案第14号 川根本町立義務教育学校後期課程において使用する教科用図書の採択については、他市町の採択に係る意思形成に支障があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思います。ただし、会議録等につきましては、県からの指示により、公表時期を、令和6年9月1日以降の公表としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理人

それでは、出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、議案第14号 川根本町義務教育学校後期課程において使用する教科用図書の採択については、非公開といたします。

なお、会議録等につきましては、議案第14号について、令和6年9月1日以降の公表とすることで、ご承知願います。

教育長職務代理人

それでは、議事に入ります。議案第14号 川根本町義務教育学校後期課程において使用する教科用図書の採択についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第14号 川根本町義務教育学校後期課程において使用する教科用図書の採択についてを説明いたします。

学校教育法に定める小学校、中学校等の教科用図書の無償給付は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき行われています。

制度の概要は、

- ① 国は、児童、生徒の使用する教科用図書を購入し、無償で給付する。
(日本国憲法・第26条)
- ② 県教育委員会は、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施のため、市町村教育委員会の事務について、適切な指導、

助言を行う。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律・第13条第1項)

- ③ 県教育委員会は、教科用図書採択地区を設定する。
- ④ 採択地区が二以上の市町村の地域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律・第13条第4項及び第5項)
- ⑤ 同一教科用図書を採択する期間は、4年間と定められている。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項)。となっています。

つきましては、令和7年度から令和10年度までの4年間、川根本町義務教育学校後期課程で使用する教科用図書の採択にあたり、牧之原市教育委員会、吉田町教育委員会、牧之原菊川市学校組合教育委員会及び川根本町教育委員会で、「榛原地区教科用図書採択連絡協議会」を設置し、教科用図書の採択に関する事務を共同で行い、採択案をまとめました。

それでは、採択案をお示ししますので、よろしくご審議願います。

(各委員に対し、採択案を提示)

教育長職務代理者 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長職務代理者

原案のとおり決定することで異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号 川根本町義務教育学校後期課程において使用する教科用図書の採択については、原案のとおり採択することとします。

教育長職務代理者

次に、議案第15号 川根本町外国人及び帰国児童・生徒日本語指導特別指導実施要綱の一部改正についてを議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局

議案第15号 川根本町外国人及び帰国児童・生徒日本語特別指導実施要綱の一部改正について、概要をご説明いたします。

義務教育学校に在籍する外国人等のうち、日本語の理解が不十分で日本語の指導等が必要な児童・生徒は、現在、三ツ星学園前期課程4年生に1名在籍しており、指導主事が対応しています。

児童・生徒への日本語指導については、これまで対象児童が低学年ということもあり、基礎的な指導内容にとどまっていたが、今後は、児童・生徒の成長に合わせた学習内容にも対応していく必要がある、これまでの指導主事の指導に加え、教職員も加わり、日本語教育の充実を図ることができるよう、当実施要綱の一部を改正するものです。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長職務代理者 原案に対する意見はありますか。

(「意見なし」の声あり)

教育長職務代理者

意見なしと認めます。よって 議案第 15 号 川根本町外国人及び帰国児童・生徒日本語特別指導実施要綱の一部改正については、原案のとおり認定します。

8 閉 会

教育長職務代理者

本日の日程は、終了しました。以上をもちまして、令和 6 年第 3 回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長職務代理者：森下 洋一

委 員：松下 陽子

委 員：八木 洋子

委 員：山本 正和